

## 第4章　自殺対策の推進体制等

### 1 地域におけるネットワーク

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域など社会全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携と協力の下に、効果的な施策を推進していく必要があります。

このため、幅広い関係機関・団体で構成される「志布志市健康づくり推進協議会」を活用し、官民一体となった自殺対策を推進するとともに、自殺対策の推進のための実務者で構成される「志布志市自殺対策ネットワーク会議」において、実効ある施策の推進を図ります。

また、市長を責任者とする「志布志市自殺対策推進本部」を設置して、全庁的な関連施策の推進を図ります。

#### (1) 志布志市健康づくり推進協議会

保健、医療、福祉、職域、教育、民間ボランティア等の幅広い関係機関や団体で構成される協議会であり、本市の自殺対策推進の中核組織として、自殺対策に係る計画案の作成や協議、計画の推進などを行います。

#### (2) 志布志市自殺対策ネットワーク会議

自殺対策に係る関係機関の担当が主体となった実務者会議であり、関係機関が連携し、役割分担を明確にして、市民が抱える複合的課題に関する具体的な対応策を協議します。

#### (3) 志布志市自殺対策推進本部

市長をトップとした全所属長で構成される府内組織であり、市長の強いリーダーシップの下、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

また、下部組織として、自殺対策に係る府内の関係職員で構成する「部会」を置き、現場における自殺対策の推進に取り組みます。

## 2 主な評価指標と検証・評価

本計画の主な評価指標を次表のとおりとし、毎年度、取組状況を取りまとめて、その進捗状況を検証・評価し、志布志市健康づくり推進協議会、志布志市自殺対策推進本部、志布志市自殺対策ネットワーク会議に報告の上、その後の取組についての協議を行い、P D C Aサイクルにより計画を推進していきます。

主な施策分野	取組内容	現状 (平成29年度 実績)	目標値等
ネットワーク の強化	志布志市健康づくり推進協議会 開催数	年1回	年1回以上
	志布志市自殺対策ネットワーク 会議開催数	年2回	年2回以上
	志布志市自殺対策推進本部会議 開催数	—	年1回以上
人材の育成	市役所職員向けゲートキーパー 養成数	381人	2021年度まで に900人
	市民向けゲートキーパー養成数		
市民への啓発 と周知	市広報紙・市ホームページでの 啓発	—	年2回以上
生きることへ の促進要因へ の支援	こころの相談会開催数	年4回	年4回以上
S O S の出し 方教育	中学生向け S O S の出し方教育実施数 (ゲートキーパー養成講座を含む。)	中学校 3校実施	各中学校 年1回
高齢者対策	高齢者学級開催数	月1回以上 (6月～11月)	月1回以上 (6月～11月)
生活困窮者・ 無職者等支援	生活困窮者支援調整会議の開催数	月1回	月1回

## 3 自殺対策の担当課

本計画の担当課は、保健課とします。

## 4 生きる支援関連施策

番号	事業名	事業概要	課名	係名
1 地域におけるネットワークの強化				
1	自殺対策ネットワーク会議	自殺対策に係る関係機関が集まり、情報交換や情報共有、自殺対策の推進等を協議します。	保健課 福祉課	保健対策係 障害福祉係
2	地域保健活動事業	地域の中で健康づくり活動を推進するために、関係機関や市民との連絡会(健康づくり推進協議会)を開催する。	保健課	保健対策係
3		虐待予防・処遇困難事例・高齢者自立支援のために、地域支援ケアネットワークづくりを行う。	保健課 福祉課	地域支援係 社会福祉係
2 自殺対策を支える人材の育成				
1	こころの健康づくり事業	ゲートキーパーを養成する。	保健課	保健対策係
2	民生・児童委員事務/定例会	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげるため、地域の最初の窓口として機能する。	福祉課	社会福祉係
3	職員研修事業	各階層職員研修時にゲートキーパーやメンタルヘルスに関する講義を開催し、自殺対策に関する職員の意識を高める。	総務課	人事厚生係
4	同和・人権啓発業務	講演会等の中で「自殺」の問題について直接的・間接的に関わることで、その対処等について学ぶ機会とする。	市民環境課	市民係
5	生徒指導主任等研修会	児童生徒の健全育成のために研修を実施し、いじめ・不登校・問題行動等の未然防止を図る。	学校教育課	指導係
6	児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会(文部科学省事業)	児童生徒の自殺予防に関する対応を教職員等へ周知するとともに、講義、演習を通じてこれらの者の基礎的、実践的な知識を深め、各学校、地域における児童生徒の自殺予防等に資する取組を推進する。	学校教育課	指導係
3 市民への啓発と周知				
1	こころの健康づくり事業	(1) スマートホン等から気軽に自分のストレスチェックができる「こころの体温計」を提供することで、こころの健康に関する啓発を図る。 (2) 自殺予防週間に自殺予防パンフレットを配布することで、市民への啓発を図り、自殺防止に努める(保健所と合同)。	保健課	保健対策係

2	地域保健活動事業	健康まつりなどの種々の機会を通じて、精神保健に関する次の事業を行う。 (1) 各種イベント時に健康づくりコーナーを開設する。 (2) 広報誌等を通じて、健康づくり月間の周知や精神保健に関する普及啓発を行う。	保健課	保健対策係
3	生涯学習まちづくり出前講座	こころの健康に関する講座(ストレスや心のサイン、ゲートキーパーの役割等)を開き、市民に対して啓発を図る。	生涯学習課 保健課	生涯学習係 保健対策係
4	図書館資料提供事業	図書館にこころの健康に関する本のコーナーを設け、情報提供の場の充実を図る。	生涯学習課	図書館管理係
<b>4 生きることへの促進要因への支援</b>				
1	総合相談	高齢者に必要な支援を把握するため、総合相談を行い、必要な支援につなげる。	保健課	地域支援係
2	地域福祉ネットワーク事業	地区社協が中心となり地域の要援護者の見守りやネットワーク会議を行う(社会福祉協議会へ委託)。	保健課	地域支援係
3	子育て世代包括支援センター事業	(1)母子全戸訪問 妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進を図る。 (2)ママのほっとカフェ 妊産婦の不安や生活上の困りごと等を軽減し、母親同士の仲間づくりを促すことで、安心して妊娠期や育児に臨めるように支援するため、月1回、カフェを開催する。 (3)ふれ愛セミナー 思春期の子どもに生命の尊さを理解させることにより、自己肯定感を高め、将来の母性又は父性の形成を支援する。	保健課 福祉課	健康支援係 児童福祉係 子育て支援センター
4	こころの健康づくり事業	(1)相談会による支援 自殺の社会的要因に対する相談機関や民間団体と連携を強化し、相談・支援を行う。 (2)精神デイケア グループ活動を通して、生活圏の拡大や仲間づくり、生活技術の習得を行うことで、病気・障がいの部分を少なくし、病状の安定化を図るとともに自己決定・自己選択しながら社会生活できるよう支援する。	保健課	保健対策係
5	うつチェックアンケート	30歳以上の特定・長寿健診受診者を対象に、うつチェックアンケートを実施し、早期発見及び支援を行う。	保健課	保健対策係
6	生活困窮者自立支援事業	失業や借金、滞納、人間関係等、生活のことで悩んでいる方に対し、相談及び支援を行う(しぶし自立支援センター「ひまわり」に委託)。	福祉課	社会福祉係

7	生活保護に関する事務	就労支援・資産調査をはじめ生活保護受給者への各種相談及び支援の提供を行う。	福祉課	保護係
8	自立支援給付費支給事業	障がい者の生活を支えるために、生活介護、就労支援等の給付を行う。	福祉課	障害福祉係
9	障害者虐待防止事業	障がい者の緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に、障がい者の受け入れ支援を行う。	福祉課	障害福祉係
10	障がい者相談員による相談業務	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う(そお地区障がい者等基幹相談支援センターに委託)。	福祉課	障害福祉係
11	巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員及び障がい児等の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。	福祉課	障害福祉係
12	家庭児童相談員設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置する。	福祉課	児童福祉係
13	子育て支援センター事業	育児相談・保護者交流の場の提供をする。	福祉課	子育て支援センター
14	女性支援相談室及び女性専用相談フリーダイヤル	(1)女性の悩みや問題の相談室を、毎月2回(第1・第3水曜日)開催する。 (2)女性専用相談フリーダイヤルを平日(土・日・祝日以外)の8:30から17:00まで開設する。	企画政策課	男女共同参画係
15	消費者生活相談	専門の相談員が消費に関する相談を受け、相談内容によって問題解決のための助言や情報を提供する。	港湾商工課	消費生活センター
16	公営住宅事業	低額所得者に対して住宅を低廉な家賃で提供する。	建設課	管理係
17	奨学金に関する事務	有用な人材を育成するため、能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な者に対して、学資(奨学金)を貸与する。	教育総務課	総務係
18	就学援助事務	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助(就学援助)を行う。	教育総務課	総務係
19	自立支援事業	不登校児童生徒のためにふれあい教室「松風」(適応指導教室)での個別支援を通して、学校復帰への支援を図る。	学校教育課	指導係

## 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

1	SOSの出し方教育の実施	小・中学校において、「こころの授業」を行うとともに、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関にすぐに相談できるよう、具体的かつ実践的な教育を行う。	学校教育課	指導係
2	スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ・不登校・問題行動・児童虐待等、児童生徒の背景にある家庭・友人関係・地域・学校等の環境への働き掛けを行い、改善を図る。	学校教育課	指導係
3	スクールカウンセラー配置事業	児童生徒、保護者及び教職員へのカウンセリングや教職員への助言等により、いじめ・不登校・問題行動等の解決を図る。	学校教育課	指導係